令和6年度介護報酬改定対応 バージョンアップ前の注意・制限事項について



令和6年3月および4月のバージョンアップが完了するまでの、システム運用における注意・制限事項は下記の通りです。

1. 3 月下旬のバージョンアップ完了までの注意・制限事項

注意 4月以降の利用票・提供票やサービス計画は、3月のバージョンアップ完了後に ↑ 作成してください。

対象サービス | 居宅介護支援

現バージョンでは、報酬改定後の内容による利用票・提供票やサービス計画は作成できません。

! バージョンアップ前に作成した場合、利用票・提供票等の単位数や金額は、改定前の内容で計算・出力されます。

<パージョンアップ前に4月分の利用票·提供票を作成する場合の注意点>

バージョンアップ後に以下のシステム操作を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

- ・バージョンアップ前に登録した4月分の利用票・提供票の見直し、登録。
- ・バージョンアップ前に出力した帳票の再出力。【対象帳票】利用票・別表/提供票・別表
- ※ 4月分の帳票をバージョンアップ前に出力・配布する場合は、誠に恐れ入りますが、改定前の内容で作成されている暫定版である旨を添えて配布いただくことをお勧めします。

制限 4月以降の予定・実績は3月のバージョンアップ完了後に作成してください。

メ 対象サービス | 訪問介護・通所介護

現バージョンでは、改定後の内容による予定・実績は作成できません。

! バージョンアップ前に作成した場合、改定前の内容で計算・出力されます。

制限 総合事業マスタで「A2:訪問型独自」「A6:通所型独自」の4月以降の情報は、3月 のバージョンアップ後に登録してください。

対象サービス|すべて

現バージョンでは、改定後の内容によるマスタの登録はできません。

※総合事業マスタについて、A3/A4/A7/A8~AF はバージョンアップ前に登録しても差し支えありません。

制限 「関連機関マスタ」「契約事業所」における4月以降の情報は、3月のバージョンアップ後に登録してください。

対象サービス|すべて

バージョンアップ前に登録した4月以降の情報は、バージョンアップ時に削除されます。

2. 4月下旬のバージョンアップ完了までの制限事項

制限

4 月以降提供分の介護報酬請求の処理は、4 月のバージョンアップ後に行ってください。

X

対象サービス|すべて

現バージョンでは、改定後の単位数等による請求データ(給付管理票や介護給付費明細書、請求 CSV ファイル)は作成できません。

制限

4月以降の利用料請求の処理は4月のバージョンアップ後に行ってください。



対象サービス|訪問介護・通所介護

現バージョンでは、改定後の金額による利用料請求書は作成できません。

令和6年度介護報酬改定対応バージョンアップ前の準備



バージョンアップ後に速やかにシステム運用が行えるよう、下記のご準備をお願いいたします。

準備

総合事業のサービスコード(単位数表マスタ CSV)の入手



対象サービス | すべて ※総合事業サービスを提供している場合/総合事業の給付管理を行っている場合

介護報酬改定に伴い、各市町村提供のサービスコードが更新される見込みです。

市町村提供のサービスコード(単位数表マスタ CSV)が更新される可能性があるため、**各市町村のホームページなどで4月以降のサービスコードの更新情報を確認してください。**

※[総合事業マスタ]に取り込む「単位数表マスタ」の CSV ファイルは、各保険者(区市町村)のホームページなどで提供されています。見つからない場合は、各保険者の窓口へお問合せください。